

約款 新旧対照表

『レンタルサーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第1節 第4条	第4条（申込み） 1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「さくらのレンタルサーバサービス」および「さくらのマネージドサーバサービス」を利用中である利用者に限り、申し込むことができます。 2. (略)	第4条（申込み） 1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「さくらのレンタルサーバサービス」または「さくらのマネージドサーバサービス」を利用中である利用者に限り、申し込むことができます。 2. (略)	・文意を明確にいたします。
第2節 第8条	第8条（申込み） 1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「さくらのレンタルサーバサービス」および「さくらのマネージドサーバサービス」を利用中である利用者に限り、申し込むことができます。 2. (略)	第8条（申込み） 1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「さくらのレンタルサーバサービス」または「さくらのマネージドサーバサービス」を利用中である利用者に限り、申し込むことができます。 2. (略)	・文意を明確にいたします。
新設	(新設)	第3節 バックアップ&ステージング（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第14条（サービス内容） 1. 本節における用語の定義は以下のとおりとします。 i. スナップショット 本オプションサービスの利用により作成されるウェブサイトを構成する情報（データベースを含む）のコピーデータまたはかかるデータを作成する単位 ii. スナップショット機能 スナップショットを作成する機能。ただし、サーバ全体のコピーデータを作成する機能はないものとします iii. ステージング環境 本オプションサービスの利用により構築されるウェブサイトの本番用の環境に類似したテスト用の環境 iv. ステージング機能 ステージング環境を構築する機能 v. リリース機能 ステージング環境または利用者が本オプションサービス外で構築する基本サービス上の領域にスナップショットをリリースする機能 2. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「さくらのレンタルサーバサービス」（ただし、一部プランを除きます）または「さくらのマネージドサーバサービス」（ただし、一部プランを除きます）（以下、総称して「対象サービス」といいます）の利用者を対象に、スナップショット機能、ステージング機能およびリリース機能を提供するサービスです。 3. 本オプションサービスは、第三者である株式会社ユニマルが開発し権利を有するものであり、当社は本約款に基づき、利用者に対し、利用者が自ら用いることを目的として本オプションサービスを使用する、非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾します。 4. 本オプションサービスの内容の詳細は、当社ホームページ上の、本オプションサービスの説明を行うウェブページ（以下、本節において「本サービスページ」といいます）に定めるものとします。 5. 本オプションサービスは、無償とします。	・新しくリリースするバックアップ&ステージングについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第15条（申込み） 1. 本オプションサービスは対象サービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができます。 2. 本オプションサービスの利用条件については、本サービスページに定めるものとします。	・新しくリリースするバックアップ&ステージングについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第16条（利用契約上の地位等の譲渡等） 1. 利用者が、基本約款第10条に基づき、基本サービスに係る利用契約上の地位または権利の全部または一部を第三者に譲渡し、担保として提供等し、または利用契約上の地位もしくは義務を第三者に引き受けさせた場合（以下、「譲渡等」といいます）、本オプションサービスに係る利用契約は原則として当該譲渡等と同時に終了するものとします。	・新しくリリースするバックアップ&ステージングについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第17条（非保証、免責） 1. 当社は、スナップショットもしくはステージング環境の作成もしくは保管がなされず、またはスナップショットもしくはステージング環境の全部もしくは一部が滅失もしくは毀損（改ざんを含みます。以下同じです）した場合において、その原因が次の各号のいずれかに該当するときは、これにより利用者または第三者に生じる結果および損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 i. 第三者の故意または過失による場合 ii. 電気通信事業者が電気通信業務の提供を中止したことによる場合 iii. 天災地変その他の不可抗力による場合 iv. 利用者のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の不良や利用制限等による場合 v. スナップショットもしくはステージング環境により、当社の提供する他のサービスもしくはこれらを利用する他の利用者に著しい支障もしくは損害が生じ、またはそれらのおそれがあるため、当社が必要な範囲においてスナップショットまたはステージング環境を削除する場合 vi. 利用者が本オプションサービスの利用を終了した場合 vii. その他当社の責に帰すべからざる事由による場合 2. 当社は、理由の如何を問わずスナップショットまたはステージング環境が滅失または毀損した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。 3. 当社は、スナップショットについて、利用者がこれを閲覧しまたは取得する作業を開始する時点において保管されている現状有姿の状態を利用者に提供するものであり、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能および効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性または整合性、第三者の権利の非侵害性、本オプションサービスに基づき利用者に提供される機器および設備の正常な稼働、本オプションサービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限られません。以下本案において同じです）も行わないものとします。 4. 当社は、ステージング環境について、利用者がこれを構築した時点において保管されている現状有姿の状態を利用者に提供するものであり、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わないものとします。	・新しくリリースするバックアップ&ステージングについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第18条（利用者による情報およびデータの維持、管理等） 1. 利用者は、本オプションサービス用設備の故障その他の理由により、当該利用者が本オプションサービス用設備に格納した本オプションサービスに関する利用者データ（基本約款第18条第2項に定義される利用者データを意味し、スナップショット、ステージング環境、ならびに両者に関する情報およびデータを含みますが、これらに限られません。以下同じです）その他の情報およびデータが滅失することがあり得ることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 利用者は、本オプションサービスを利用して受信し、送信し、または作成する情報およびデータ（本オプションサービスに関する利用者データを含みますが、これに限られません）については、本オプションサービス用設備の故障その他の理由による滅失に備え、バックアップを取っておく等、自己の責任と費用負担において必要な措置をとるものとします。 3. 前条および前二項のほか、利用者は、本オプションサービスに関する利用者データその他の情報およびデータの維持、管理等に関し、基本約款第18条および第32条の規定をあらかじめ確認し理解し同意するものとします。	・新しくリリースするバックアップ&ステージングについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成27年6月25日から適用されたレンタルサーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年10月17日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、平成29年10月17日から適用されたレンタルサーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年1月25日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。